

農村地域への産業の導入に関する実施計画の策定について

令和3年8月23日
基山町産業振興課

1 「農村地域への産業の導入に関する実施計画」の法的根拠と目指すもの

「農村地域への産業の導入に関する実施計画」（略称：農産実施計画）とは、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」第5条第1項に基づき、市町村が策定するもので、農村地域への産業の導入を促進し、農業と産業の均衡ある発展と就業促進に資することを目的とした計画です。農振除外及び農産実施計画を策定することで、農地法により指定されている甲種農地及び第1種農地の転用が可能になります。

農地を産業用地として開発する当計画により、新たな産業の振興を図り、地元雇用の創出を目指します。地域経済のさらなる活性化が期待されます。

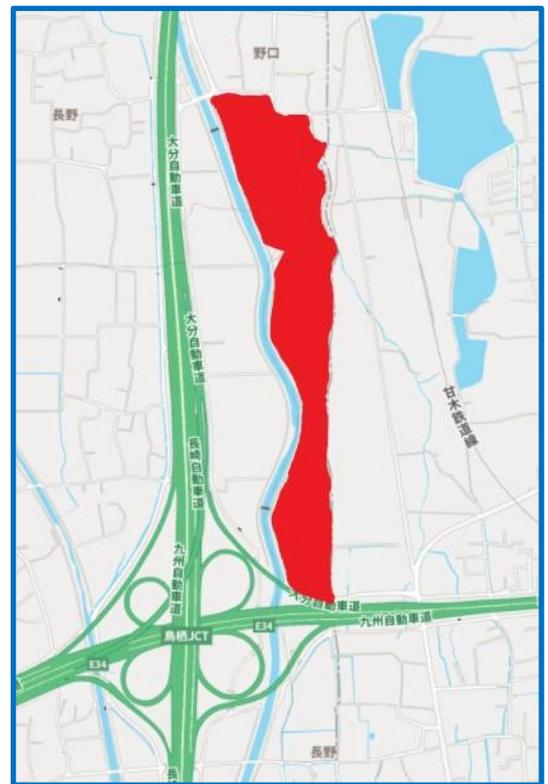
2 当計画における産業導入地区

(1) 地区名称

基山町三川上・三川下地区

(2) 地区概要

- ①所在地 大字長野の字三川上、字三川下
- ②面積 10.13ha
農地 9.86ha（田 9.71ha、畑 0.15ha）
宅地 0.03ha 道路・水路等 0.24ha
- ③位置 三川上・三川下地区は、町の南東の縁辺部に位置し、高速道路鳥栖ジャンクションの北東に近接しています。地区の北端は野口集落の南側に接し、南端は大分自動車道路の北面に接しています。



3 地区選定にあたっての考え方と選定した理由

(1) 地区選定にあたっての考え方

基本的条件として、

- ①必要面積を確保できること（産業用地をおおむね10ha以上）
- ②交通条件が良いこと（高速ICに近く、幹線道路に接続若しくは隣接）

をともに満たしたうえで、市街化区域内の土地、市街化調整区域で農用地区域外の土地、市街化調整区域で農用地区域の土地、を順に検討しました。

(2) 選定した理由

市街化区域内の土地や市街化調整区域で農用地区域外の土地には候補地が無く、導入地区は水田地帯であり、市街化調整区域で農振農用地区域であります。周辺の農地と河川・水路で明確に区分されており、開発による周辺の水田への影響も少なく、10ha以上のまとまった用地が確保でき、鳥栖インターチェンジから約1.5kmの距離であり、県道131号に隣接した町道に接するなど交通条件に恵まれていることによります。

4 導入すべき産業の業種及び規模・雇用目標

(1) 導入すべき産業の業種

運輸業（倉庫業、運輸に付帯するサービス業）

(2) 導入すべき産業の規模・雇用目標

売上 30 億円、雇用 66 人（うち農業従事者の就業 15 人）

5 計画に盛り込むそのほかの主な事項

(1) 農業構造改善に関する目標

- ・「人・農地プラン」により、担い手の明確化及び、その育成農地の流動化を進め、農地集積を図ります。
- ・地域のリーダーの育成・確保及び集落組織の育成を図り、地域活動への導入企業の積極的な参加・協力を得て、健康で明るい生活が営める農村環境の整備を促進します。

(2) 産業用地等の整備

- ・用地：自然環境の保全、生活環境の保全に十分配慮する。造成から創業後も公害防止は万全を講じます。農業用水路の付け替え等については、地元と十分協議を行い、排水処理施設及び調整池を整備し、周辺農地に支障がないようにします。
- ・道路：地区の北側は町道に接し、南側は町の公衆用道路に接していますが、計画地への出入口（接続部）が狭いため、それを容易にするための道路拡幅の整備を行います。

(3) 労働力の需給調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化

農業生産の担い手の確保及び既存の地場産業の労働力との競合を避けることを十分配慮しつつ、産業への就業を希望する者を誘導し、併せて、中高年や新規学卒者の就業に向けて、相談事業・情報提供を行う。また、JAや県農政出先機関と連携し、担い手の育成・確保に留意しつつ、農業従事者の立地企業への採用の働きかけや、無料職業紹介所を活用した企業紹介や就業相談対応に努めます。

6 パブリックコメント

- (1) 原案の公表期間 6月16日（水）～7月16日（金）（土・日曜日、祭日を除く）
- (2) 原案の公表場所 情報公開コーナー（役場3階）、基山町ホームページ
- (3) 意見募集期間 7月1日（木）～7月16日（金）
- (4) 意見提出方法 様式は、情報公開コーナー備付、基山町HPからダウンロード可能。提出は、郵送、FAX、メール又は持参。
- (5) 回答の公開 8月12日（木）～9月11日（土）

7 今後の予定

- (1) 農産実施計画（R3.5月～10月）
 - ・ 県事前協議（R3.8月）
 - ・ 都市計画審議会意見聴取（R3.8月）
 - ・ 県協議・知事同意（R3.9月～10月）
- (2) 農振除外（R3.10月～R4.2月）
- (3) 地区計画（R4.4月～R5.3月）
 - ・ 地区計画案策定、パブリックコメントなど
- (4) 開発行為（R5.4月～12月）
 - ・ 開発基本計画審査、開発行為事前審査、
 - ・ 開発行為審査など
- (5) 農地転用（R5.10月～12月）
- (6) 造成工事（R6.1月～12月（仮））
- (7) 建築工事（R7.1月～12月（仮））